

青少年健全育成条例施行規則

(昭和五十二年宮城県規則第六十三号)

改正	昭和六十年八月二十三日	規則第三十六号
	昭和六十三年十月一日	規則第五十二号
	平成八年五月二十八日	規則第四十六号
	平成十四年三月十九日	規則第二十号
	平成十七年三月二十五日	規則第六十七号
	平成十七年七月十四日	規則第三百三十七号
	平成十九年十二月七日	規則第一百八号
	平成十九年十二月十八日	規則第一百十二号
	平成二十年三月二十五日	規則第三十三号
	平成二十二年三月二十四日	規則第二十一号
	平成二十七年三月二十五日	規則第二十五号
	平成三十年三月二十三日	規則第二十四号

(趣旨)

第一条 この規則は、青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項)

第一条の二 条例第十六条の二第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 保護者が青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第十五条ただし書の申出をするときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、条例第十六条の三第一項に規定する書面又は電磁的記録を提出しなければならないこと。

二 保護者が青少年インターネット環境整備法第十六条ただし書の申出をするときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、条例第十六条の三第三項に規定する書面又は電磁的記録を提出しなければならないこと。

2 条例第十六条の二第二項の規則で定める事項は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することができる青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの内容とする。

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等)

第一条の三 条例第十六条の三第一項の規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

- 一 その保護する青少年が就労している場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障が生ずること。
- 二 その保護する青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障が生ずること。

三 保護者がその保護する青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握すること等により、当該青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにすること。

2 条例第十六条の三第一項及び第三項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申出年月日
- 二 保護者の氏名、住所及び連絡先
(公表の方法)

第一条の四 条例第十六条の四第二項の規定による公表は、宮城県公報への掲載、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 勧告の内容
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
(興行者の表示)

第二条 条例第十七条第五項の規定による表示は、様式第一号によって行うものとする。

(有害図書類の内容)

第三条 条例第十八条第二項第一号の規則で定める写真又は絵及び同項第二号の規則で定める場面の内容は、全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態に係る写真若しくは絵又は場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)にあつては第一号から第六号までの、性交又はこれに類する性行為に係る写真若しくは絵又は場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)にあつては第七号から第十一号までのいずれかに該当するものとする。

- 一 女性の大腿部を開いた姿態
- 二 陰部又は臀部を誇示した姿態
- 三 自慰の姿態
- 四 女性の排泄の姿態
- 五 男女の愛撫の姿態
- 六 緊縛の姿態
- 七 男女の性交又は性交を明らかに連想させる行為
- 八 男女の性交に類似する行為
- 九 強姦その他の凌辱行為
- 十 同性間の性行為
- 十一 変態性欲に基づく性行為

(有害図書類の陳列方法)

第四条 条例第十八条第四項の規定による有害図書類の陳列は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- 一 営業場所に、間仕切り等の設置その他の方法により内部を容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に有害図書類を陳列すること。
- 二 有害図書類以外の物を陳列する棚の外周から六十センチメートル以上離れた陳列棚に、有害図書類をまとめて陳列すること。
- 三 陳列棚の棚板の前面から二十センチメートル以上張り出した仕切板(透けて見えない材

質のものに限る。)を設け、当該仕切板と当該仕切板の間に、有害図書類をまとめて陳列すること。

四 床面から百五十センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみ見えるようにして、有害図書類をまとめて陳列すること。

五 前各号に掲げる方法により陳列することが困難な場合には、有害図書類を、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にして、まとめて陳列すること。
(有害特定がん具類とする物品)

第五条 条例第十九条第二項第三号に規定する専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有する物品
- 二 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有する物品で、電動式のバイブレーターを内蔵し、又は装着できる構造を有するもの
- 三 全裸又は半裸の人形(気体又は液体で膨脹させ人形となるものを含む。)

(図書類自動販売機等の設置等の届出)

第六条 条例第二十二条第一項の規定による届出は、様式第二号に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 一 図書類自動販売機等管理者の就任承諾書
- 二 図書類自動販売機等の設置場所の見取図
- 三 図書類自動販売機等の設置場所の提供者が当該図書類自動販売機等の設置を承諾したことを証する書面の写し

2 条例第二十二条第二項の規定による届出は、様式第三号又は様式第四号によって行うものとする。

(図書類自動販売機等の届出済証等)

第七条 条例第二十三条第一項に規定する届出済証は、様式第五号によるものとする。

2 条例第二十三条第二項の規定による申請は、様式第六号によって行うものとする。

(多数の青少年の利用に供される施設)

第八条 条例第二十五条第三項第八号に規定する多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二百四十四条に規定する専修学校(高等課程を有するものに限る。)
- 二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第一項の規定により設置されるスポーツ施設
- 三 興行場法(昭和二十三年法律第三十七号)第二条第一項の規定による許可に係る興業場で別表第一に掲げるもの
- 四 主として青少年の研修又は宿泊の用に供する施設で別表第二に掲げるもの

(図書類自動販売機等の表示)

第九条 条例第二十五条第四項の規則で定める事項は、住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)及び電話番号、図書類自動販売機等管理者の住所、氏名及び電話番号並びに図書類自動販売機等の設置年月日とし、その表示は、様式第七号によって行うものとする。

(準用)

第十条 第六条から前条までの規定は、条例第二十七条の規定により条例第二十二条から条例第二十六条までの規定が準用される場合における特定がん具類自動販売機等を用いて業を行う特定がん具類取扱業者について準用する。この場合において、これらの規定中「図書類自動販売機等管理者」とあるのは「特定がん具類自動販売機等管理者」と、「図書類自動販売機等」とあるのは「特定がん具類自動販売機等」と、第六条第一項中「条例第二十二条第一項」とあるのは「条例第二十七条において準用する条例第二十二条第一項」と、「様式第二号」とあるのは「様式第八号」と、同条第二項中「条例第二十二条第二項」とあるのは「条例第二十七条において準用する条例第二十二条第二項」と、「様式第三号又は様式第四号」とあるのは「様式第九号又は様式第十号」と、第七条第一項中「条例第二十三条第一項」とあるのは「条例第二十七条において準用する条例第二十三条第一項」と、「様式第五号」とあるのは「様式第十一号」と、同条第二項中「条例第二十三条第二項」とあるのは「条例第二十七条において準用する条例第二十三条第一項」と、「様式第六号」とあるのは「様式第十二号」と、第八条中「条例第二十六条第三項第八号」とあるのは「条例第二十七条において準用する条例第二十六条第三項第八号」と、第九条中「条例第二十六条第四項」とあるのは「条例第二十七条において準用する条例第二十六条第四項」と、「様式第七号」とあるのは「様式第十三号」と読み替えるものとする。

(立入調査員証明書)

第十一条 条例第三十九条第二項に規定する証明書は、様式第十四号によるものとする。

附 則

(施行期日)

この規則は、交付の日から施行する。

別表第一（第八条関係）

名称	位置
宮城県民会館	仙台市
仙台市民会館	同
仙台市戦災復興記念館	同
仙台市青年文化センター	同
仙台市若林区文化センター	同
仙台市泉文化創造センター	同
電力ホール	同
<u>仙台サンプラザホール</u>	<u>同</u>
登米祝祭劇場	登米市
栗原文化会館	栗原市
栗原市若柳総合文化センター	同
大和町ふれあい文化創造センター	黒川郡大和町

別表第二（第八条関係）

名称	位置
<u>仙台市泉岳自然ふれあい館</u>	仙台市
独立行政法人国立青少年教育振興機構国立花山青少年自然の家南蔵王野営場	白石市
独立行政法人国立青少年教育振興機構国立花山青少年自然の家	栗原市
宮城県松島自然の家	東松島市
宮城県蔵王自然の家	刈田郡蔵王町
宮城県志津川自然の家	本吉郡南三陸町